令和７年度　臼杵市移住・定住支援制度一覧

地域力創生課　定住促進グループ
TEL：０９７２－７２－１０８１（直通）

（Ⅰ）移住支援　（市外から臼杵市に転入される方へ）

臼杵市における定住人口の増加を図り活力ある地域社会を実現するため、Ⅰターン者やUターン者等に対し、転入の奨励金や住宅購入、家賃補助など、移住者増加に向けた住宅支援施策を推進していきます。※県外移住者は引越費用の補助は対象になりません。

施策		補助金名	事業内容	補助額	補助率	対象者	基本的な条件等	申請時期
移住者居住支援	U・I・Jターン支援	① 移住支援補助金	引越費用の補助	10万円以内 （子育て世帯20万円以内）	2/3	県内移住者	・転入前５年以上、市外に居住していた方 ・今後、５年以上、定住を誓約できる方 ・自治会に加入できる方	転入日から6か月以内
			移住応援給付金	20万円 若者夫婦（40歳以下）30万円 子育て（中学生以下）世帯　40万円 ※子どもが3人以上　50万円	-	県外移住者		
		② 定住促進住宅取得補助金	新築補助	100万円以内	1/10	市外からの移住者		契約締結後速やかに ※転入後は不可
			購入（新築・中古）補助					
		③ 若年・子育て世帯家賃補助金	若年単身者（30歳以下）への家賃補助	月15,000円以内 （最長24月）	共益費等を除いた家賃月額の1/2		・転入前１年以上、市外に居住していた方 ・今後、５年以上、定住を誓約できる方 ・自治会に加入できる方 ※空き家バンク物件も利用可能	転入日から6か月以内
			若年夫婦（40歳以下）への家賃補助	月15,000円以内 （最長24月）				
			子育て（中学生以下）世帯への家賃補助	月15,000円以内 （最長36月）				
	Uターン支援	④ Uターン支援住宅改修補助金	１年以上空き家になっている実家等の改修費補助	50万円以内	1/2	Uターン者	・転入前、5年以上、市外に居住していた方 ・自治会に加入できる方 ※工事着工前に申請すること	契約締結後速やかに ※転入前又は転入後6か月以内の申請可

（Ⅱ）定住促進

（１）臼杵市新婚生活応援事業補助金　（市内在住の婚姻される方へ）

若年者の結婚に伴う住居等に係る初期費用の負担軽減を行い、臼杵市にて結婚、定住する新婚世帯数の増を図ることで、定住人口の増加、少子化対策を推進します。

施策	補助金名	事業内容	補助額	補助率	対象者	基本的な条件等	申請時期
新婚生活応援事業補助金	① 新婚生活応援補助金	仲介手数料の補助	5万円以内	10/10	双方が40歳以下の夫婦世帯 または 中学生以下の子育て世帯	・今後、５年以上、本市への定住を誓約できる世帯 ・移住者居住支援事業等の対象とならない世帯 ・同様の補助を利用した者がいない世帯 ・自治会に加入できる世帯 ・夫婦の合計所得が1,000万円未満の世帯	婚姻日から１年以内
		引越費用の補助 （※実家等での同居であっても利用可）	5万円以内	2/3			
	② 新婚世帯家賃補助金	新婚世帯（夫婦のみ）への家賃補助	月30,000円以内 （最長24月）	共益費等を除いた家賃月額の1/2			
		子育て（中学生以下）新婚世帯への家賃補助	月30,000円以内 （最長36月）				
	③ 新婚世帯結婚祝い品	新婚夫婦へ商品券贈呈	1世帯30,000円分				

（２）定住促進住宅補助金　（市内在住の方へ　※三世代は市外からも可）

少子高齢化が進む中、子育てや高齢者の見守りなどの支え合いができる三世代同居の世帯や、定住できる若年夫婦・子育て世帯を増やすことにより、バランスの取れた活力ある地域社会を目指します。臼杵市に住む方々が家族で安心して生活ができるように、住宅の確保や改修を支援します。

施策	補助金名	事業内容	補助額	補助率	対象者	基本的な条件等	申請時期
定住促進	① 多世代家族定住支援住宅補助金	新築補助	二世代家族　50万円以内 三世代以上の家族　100万円以内	1/5	多世代世帯 ※新たに多世代で住み始める場合	・（二世代）別々に暮らしている二世代が新たに同居予定の場合 ・（三世代以上）中学生以下の子どもがいる子育て世帯と、その親世帯が同居予定の場合 ・どちらかの世帯が市内に１年以上居住 ・自治会に加入できる世帯 ※改修補助は市内業者であることが必要 ※改修は工事着工前に申請すること	契約締結後速やかに ※入居後は不可
		購入（新築・中古）補助					
		住宅改修補助					
	② 若年・子育て世帯定住促進住宅取得補助金	新築補助及び購入（新築・中古）補助	50万円以内	1/10	・40歳以下の単身世帯 ・若年夫婦（40歳以下）または子育て（中学生以下）世帯	・５年以内に取り壊しや売却によって転居しないこと ・自治会に加入できる世帯	

※令和７年度の内容となりますので、令和８年度以降は変更になる可能性があります。

移住者居住支援事業　補助金該当者確認表

臼杵市への定住を目的に転入される方に対し、住居などに関する支援制度があります（ただし事前登録が必要です）。補助金の対象となるかどうか、下のフロー図でご確認ください。

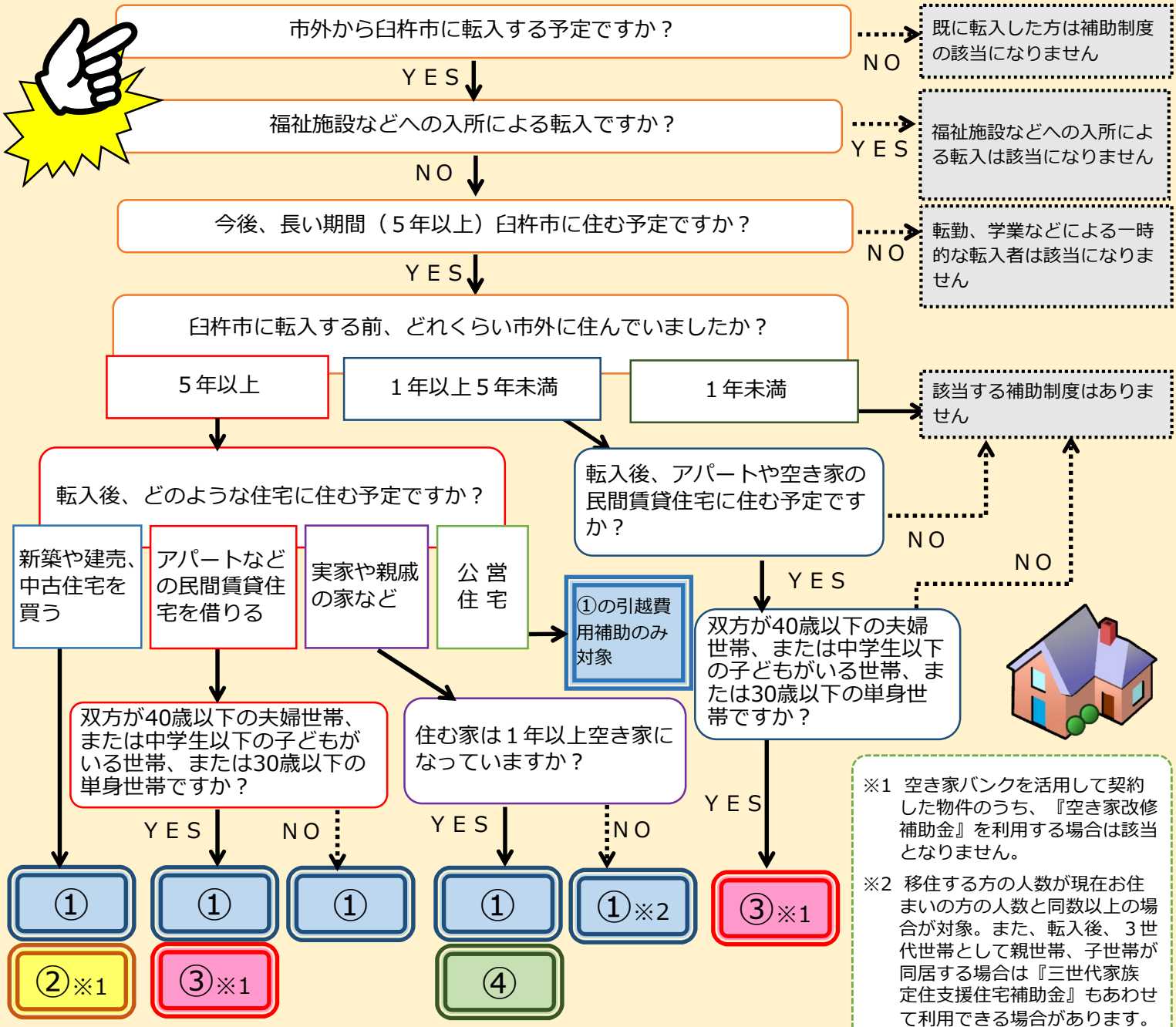

※1　空き家バンクを活用して契約した物件のうち、『空き家改修補助金』を利用する場合は該当となりません。

※2　移住する方の人数が現在お住まいの方の人数と同数以上の場合が対象。また、転入後、３世代世帯として親世帯、子世帯が同居する場合は『三世代家族定住支援住宅補助金』もあわせて利用できる場合があります。

◆ 補助金の内容、その他の条件など

補助金名		補助金の内容	補助額	補助率	その他条件など
①	移住支援補助金	引越費用の補助（県内移住者）	10万円以内	2/3	・5年以上臼杵市に居住することを誓約できる方 ・税金等の滞納がない方 ・自治会に加入できる方 ・暴力団員、または暴力団関係者でない方 ・生活保護受給者でない方 など **※転入日から６か月以内に申請が必要です** **※住宅取得補助金は契約締結後速やかに申請が必要です**
			20万円以内（子育て世帯）		
		移住応援給付金（県外移住者）	20万円 若年夫婦世帯30万円 子育て世帯40万円 ※子どもが3人以上50万円	-	
②	定住促進住宅取得補助金	住宅の新築補助 住宅購入（新築・中古）の補助	100万円以内	1/10	
③	若年・子育て世帯家賃補助金	若年単身者（30歳以下）への家賃補助 若年夫婦（40歳以下）への家賃補助	月額15,000円以内（最長24月）	共益費等を除いた家賃月額の1/2	
		子育て（中学生以下）世帯への家賃補助	月額15,000円以内（最長36月）		
④	Uターン支援住宅改修補助金	（1年以上空き家になっている）実家等の改修補助金	50万円以内	1/2	上記のほか、改修工事に市内業者を利用できる方 **※工事着工前の申請が必要です。** **※転入後は6か月以内の申請が対象です。**

【連絡先】　臼杵市地域力創生課 **定住促進グループ**　Tel：0972-72-1081　　Fax：0972-63-7713